

後退用地道路状整備申請書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

(申請者) ※協議申請者に限る

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

協議申請年度及び協議番号	年度	区	号
申請地の所在及び地番 ※協議結果通知書の所在及び地番 を記入してください	横浜市	区	

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 第16条第1項の規定により、上記の後退用地の舗装及び管理を次項で選択した内容について申請します。

協議のとおり、後退用地の舗装及び管理を申請します。
(備考：)

協議から以下のとおりに、後退用地の舗装及び管理を変更申請します。

横浜市による舗装及び管理に変更申請します。
(備考：)

自己による舗装(道路状整備)及び横浜市による管理に変更申請します。
(備考：)

(注意)

- 1 本市による舗装工事の時期について、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定するため、ご希望に添えない場合があります。
- 2 外構工事着手前に本市との現場立会いが必要です。本市による舗装工事について、現場立会いの際に確認した道路の状況等により、舗装工事を実施できない場合があります。
- 3 自己による舗装(道路状整備)を行う場合に、道路管理者が道路状整備計画等において管理上支障があると判断する場合は、条例施行規則第20条に関する手続を進めることができません。